

令和5年度

健全化判断比率
及び資金不足比率
審査意見書

十和田市監査委員

十市監委第 52 号
令和 6 年 8 月 6 日

十和田市長 小山田 久 様

十和田市監査委員 久保 光造

十和田市監査委員 岩間 貴

令和 5 年度健全化判断比率及び資金不足比率
審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条
第 1 項の規定に基づき審査に付された令和 5 年度健全化判断比率及び
資金不足比率を審査した結果、次のとおり意見を提出します。

目 次

令和5年度健全化判断比率審査意見書	1
令和5年度十和田市水道事業会計 資金不足比率審査意見書	3
令和5年度十和田市下水道事業会計 資金不足比率審査意見書	4
令和5年度十和田市病院事業会計 資金不足比率審査意見書	5
令和5年度十和田市温泉事業特別会計 資金不足比率審査意見書	6

令和5年度健全化判断比率審査意見書

1 審査の概要

(1) 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

(2) 審査の期間

令和6年7月19日から令和6年8月6日まで

(3) 審査の方法

この審査に当たっては、市長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率について、その算定の基礎となる事項を記載した書類の計数の正確性を検証し、適正であるかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果及び意見

(1) 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

比率名	健全化判断比率		早期健全化基準	
	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度
実質赤字比率	—	—	12.57 %	12.58 %
連結実質赤字比率	—	—	17.57 %	17.58 %
実質公債費比率	10.5 %	8.6 %	25.0 %	25.0 %
将来負担比率	32.2 %	29.6 %	350.0 %	350.0 %

備考 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の欄の「—」は、実質赤字額及び連結実質赤字額がないことを表している。

(2) 審査の意見

① 実質赤字比率について

令和5年度における実質収支額は黒字となっており、財政運営は良好な状況であると認められる。

しかし、財政構造の弾力性を判断する経常収支比率が94.2%と財政硬直化が進んでいるため、総じて厳しい財政状況にある。今後も早期健全化基準を上回らないよう財政運営を行っていただきたい。

② 連結実質赤字比率について

令和5年度における連結実質収支額は黒字となっており、比率は早期健全化基準の17.57%を下回っていることから財政運営は良好な状況であると認められる。

しかしながら、病院事業においては実質赤字に転じていることから、今後も早期健全化基準を上回らないよう財政運営を行っていただきたい。

③ 実質公債費比率について

令和5年度における実質公債費比率は、前年度より1.9ポイント上昇して10.5%となっているが、早期健全化基準の25.0%を下回っていることから、財政運営は良好な状況であると認められる。今後も早期健全化基準を上回らないよう財政運営を行っていただきたい。

④ 将来負担比率について

令和5年度における将来負担比率は、前年度より2.6ポイント上昇して32.2%となっているが、早期健全化基準の350.0%を下回っていることから、財政運営は良好な状況であると認められる。今後も将来負担を勘案した健全な財政運営に努められるよう望むものである。

令和5年度十和田市水道事業会計 資金不足比率審査意見書

1 審査の概要

(1) 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

(2) 審査の期間

令和6年7月19日から令和6年8月6日まで

(3) 審査の方法

この審査に当たっては、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果及び意見

(1) 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

比 率 名	令和5年度	令和4年度	経営健全化基準
資金不足比率	—	—	20.0 %

備考 表中の「—」は、資金の不足額がないことを表している。

(2) 審査の意見

令和5年度の資金不足比率は、令和4年度と同様、実質収支額が黒字であるため発生していない。

令和5年度十和田市下水道事業会計 資金不足比率審査意見書

1 審査の概要

(1) 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

(2) 審査の期間

令和6年7月19日から令和6年8月6日まで

(3) 審査の方法

この審査に当たっては、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果及び意見

(1) 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

比率名	令和5年度	令和4年度	経営健全化基準
資金不足比率	—	—	20.0 %

備考 表中の「—」は、資金の不足額がないことを表している。

(2) 審査の意見

令和5年度の資金不足比率は、令和4年度と同様、実質収支額が黒字であるため発生していない。

令和5年度十和田市病院事業会計 資金不足比率審査意見書

1 審査の概要

(1) 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

(2) 審査の期間

令和6年7月19日から令和6年8月6日まで

(3) 審査の方法

この審査に当たっては、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果及び意見

(1) 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

比率名	令和5年度	令和4年度	経営健全化基準
資金不足比率	1.7%	—	20.0%

備考 表中の「—」は、資金の不足額がないことを表している。

(2) 審査の意見

令和4年度は実質収支額が黒字であったが、令和5年度の資金不足比率は、1.7%となり赤字に転じている。これは、経営健全化基準の20.0%未満であるが、資金不足解消に向け経営の健全化に努めていただきたい。

令和5年度十和田市温泉事業特別会計 資金不足比率審査意見書

1 審査の概要

(1) 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

(2) 審査の期間

令和6年7月19日から令和6年8月6日まで

(3) 審査の方法

この審査に当たっては、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果及び意見

(1) 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

比率名	令和5年度	令和4年度	経営健全化基準
資金不足比率	—	—	20.0 %

備考 表中の「—」は、資金の不足額がないことを表している。

(2) 審査の意見

令和5年度の資金不足比率は、令和4年度と同様、実質収支額が黒字であるため発生していない。